

「京田辺一休さんカード」会員規約

本規約は、京田辺市商業サービス振興会（以下「振興会」という。）が、消費者（以下「会員」という。）に発行した「京田辺一休さんカード」に付設したポイントサービス機能の取扱いを適正に行うために定められたものであります。

1. 会員とは、所定の手続きを経て取得した「京田辺一休さんカード」の所有者をいいます。
2. 会員となるための年齢制限はありません。どなたでも入会できるものとします。

入会金・年会費は必要ありません。

入会希望の方は、入会申込書に所定の事項を記入し、振興会へ直接または加盟店を経て振興会に提出してください。

「京田辺一休さんカード」の新規に発行する手数料は無料とします。

会員は、本規約を承認のうえ、加盟店でカードが利用できます。加盟店での商品あるいはサービスの現金等での購入に対し、カードを提示することにより原則としてカードには100円（消費税課税前）毎に、1ポイント以上の倍率でポイントがつくものとします。

ポイントの有効期限はカードの最終利用日より1年間とします。

カード紛失・盗難のさいは、すみやかに振興会に連絡をお願いします。振興会にて再発行いたします。但し、カード紛失・盗難に伴うポイントの保証はいたしません。

1. 会員は、氏名、住所等申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに振興会に書面により届け出るものとします。
2. 前項の届け出が無いため振興会からの通知または送付書類その他が延着した場合または到着しなかった場合、通常到着すべき会員に到着したものと看做されても異議は申し立てないものとします。

本規程は予告なしに変更させていただく場合があります。あらかじめご理解ください。

各種イベントやセールのご案内として、会員あてに振興会や加盟店、または振興会の認めた業者から宣伝印刷物を発送することを予めご了承いただきます。

振興会及び加盟店が実施する一休カード事業の各種イベント等において、会員の届出事項の情報は、会員との取引を適切かつ円滑に行うための範囲内で利用できるものといたします。

「京田辺一休さんカード」の事務局を振興会に設置し、運営するものとします。

〒610-0334 京田辺市田辺中央4丁目3-3
(TEL) 0774-62-4400 (FAX) 0774-62-3926

＜キリトリ＞

申込日 年 月 日

カードNo. (加盟店でご記入ください。)

				-			-								
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな				性別	☐ 女性 ☐ 男性
お名前					
ご住所	〒				
電話番号	()	—	☐ 自宅	☐ 携帯電話	☐ 勤務先
生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日生				